## 平成三十年政令第三百八号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する 特別措置法施行令

法第三十五条第一項(同法第三十七条第四項におむ。)、第四十条第一項並びに第四十四条並びに同 法第三十七条第二項において準用する場合を含 る場合を含む。)、第二十七条第三項第二号ニ(同 地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第八 いて準用する場合を含む。)において準用する土 項第二号ニ(同法第十九条第二項において準用す 号、第九条第三項、第十条第一項第二号及び第三 する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第 十八条の二の規定に基づき、この政令を制定す 一条第一項、第二項並びに第三項第八号及び第九 内閣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関 2

(土地の所有者の探索の方法)

る特別措置法(以下「法」という。)第二条第第一条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関す 名又は名称及び住所又は居所その他の当該土地一項の政令で定める方法は、土地の所有者の氏 法とする。 う。)を取得するため次に掲げる措置をとる方 の条において「土地所有者確知必要情報」とい の所有者を確知するために必要な情報(以下こ

当該土地の登記事項証明書の交付を請求す

るものに対し、当該土地所有者確知必要情報 地に係る土地所有者確知必要情報を保有する の提供を求めること。 と思料される者であって国土交通省令で定め 当該土地を現に占有する者その他の当該土

三 第一号の登記事項証明書に記載されている される市町村の長又は登記所の登記官に対の国土交通省令で定める書類を備えると思料 おいて「登記名義人等」という。)が記録さ有者と思料される者(以下この号及び次号に の前二号の措置により判明した当該土地の所所有権の登記名義人又は表題部所有者その他 必要情報の提供を求めること。 し、当該登記名義人等に係る土地所有者確知 れている住民基本台帳、法人の登記簿その他 ることとする。

併により設立された法人その他の当該土地の 又はその相続人、合併後存続し、 ことが判明した場合には、当該登記名義人等 所有者と思料される者が記録されている戸籍 登記名義人等が死亡し、又は解散している 若しくは合

> 者確知必要情報の提供を求めること。 所の登記官に対し、当該土地に係る土地所有 類を備えると思料される市町村の長又は登記 人の登記簿その他の国土交通省令で定める書簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法

有者を特定するための書面の送付その他の国有者と思料される者に対して、当該土地の所前 前各号の措置により判明した当該土地の所 土交通省令で定める措置をとること。

(簡易建築物等の要件)

第二条 造の建築物は、物置、作業小屋その他これらに311条 法第二条第二項の政令で定める簡易な構

類するものとする。 法第二条第二項の政令で定める規模は、 階数

3 法第二条第二項の政令で定める基準は、 各号のいずれにも該当することとする。 二及び床面積二十平方メートルとする。

(地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資 臣が定める耐用年数を超えていること。物の構造及び用途の区分に応じて国土交通大物の構造及び用途の区分に応じて国土交通大一 当該建築物の建築時からの経過年数が建築 当該建築物をその本来の用途に供することが他の部分の損傷、腐食その他の劣化により、当該建築物の壁、柱、屋根、建築設備その できない状態となったと認められること。

第三条 設は、次に掲げるものとする。 する施設) 法第二条第三項第八号の政令で定める施

購買施設

教養文化施設

(災害対策の実施の用に供する施設)

第四条 法第二条第三項第九号の政令で定める施 設は、 次に掲げるものとする。

備蓄倉庫

非常用電気等供給施設

第五条 法第二条第三項第十号の政令で定める要 法(平成二十三年法律第百八号)第二条第一項エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置 件は、当該再生可能エネルギー発電設備を用い を災害時において地域住民その他の者に供給す て発電した再生可能エネルギー電気(再生可能 に規定する再生可能エネルギー電気をいう。) (再生可能エネルギー発電設備の要件)

もの) 域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資する (土地収用法第三条各号に掲げるもののうち地

第六条 ものは、 法第二条第三項第十一号の政令で定める 次に掲げるものとする。

良区連合を含む。次号において同じ。)が設国、地方公共団体又は土地改良区(土地改 置する用水路、 、排水路又はかんがい用のた

は地下水源の利用に関する設備 地改良事業の施行に伴い設置する用排水機又 (昭和二十四年法律第百九十五号) による土 国 都道府県又は土地改良区が土地改良法

鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずる 号)による鉄道事業者又は索道事業者がその ものの用に供する施設 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十一

機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

兀

軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に 供する施設 軌道法(大正十年法律第七十六号)による

施設 貨物運送をするものに限る。) の用に供する 動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) 旅客の運送を行うものに限る。)又は貨物自 線を定めて定期に運行する自動車により乗合 号)による一般乗合旅客自動車運送事業(路 による一般貨物自動車運送事業(特別積合せ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三

t 関する法律(昭和二十五年法律第百三十七による港湾施設又は漁港及び漁場の整備等に 号) による漁港施設 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

号に掲げる業務の用に供する施設 電気通信事業の用に供する施設(同法の規定 六号)による認定電気通信事業者がその認定 (平成十七年法律第百号) 第四条第一項第一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法

により土地等を使用することができるものを

号)による一般送配電事業、送電事業、配電 事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供 する電気工作物 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十

ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一 によるガス工作物

号 工業用水道事業法 による水道事業若しくは水道用水供給事 水道法(昭和三十二年法律第百七十七 (昭和三十三年法律第

> 用に供する施設 共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の法(昭和三十三年法律第七十九号)による公 八十四号)による工業用水道事業又は下水道

十三 市町村が消防法 (昭和二十三年法律第百 施設 八十六号)により設置する消防の用に供する

第百九十三号)による水防管理団体が水防の十四 都道府県又は水防法(昭和二十四年法律 用に供する施設

十 五 行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百 川用水施設 八十二号)による水資源開発施設又は愛知豊 独立行政法人水資源機構が設置する独立 国又は地方公共団体が設置する庁舎

(収用委員会の裁決の申請手続)

第七条 法第九条第三項の規定により土地収用 用委員会に提出しなければならない。 うとする者は、国土交通省令で定める様式に従 第九十四条第二項の規定による裁決を申請しよ い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収

裁決申請者の氏名又は名称及び住所 相手方の氏名又は名称及び住所

各号に掲げる事業の別をいう。) 損失の事実 地域福利増進事業の種別(法第二条第三項

(物件の所有者の探索の方法) 協議の経過

損失の補償の見積り及びその内訳

第八条 法第十条第一項第二号の政令で定める方 は居所その他の当該物件の所有者を確知するた 法は、物件の所有者の氏名又は名称及び住所又 有者確知必要情報」という。)を取得するため めに必要な情報(以下この条において「物件所 次に掲げる措置をとる方法とする。

る。)の登記事項証明書の交付を請求するこ 当該物件(建物又は立木であるものに限

二 当該物件を現に占有する者その他の当該物 の提供を求めること。 るものに対し、当該物件所有者確知必要情報 件に係る物件所有者確知必要情報を保有する と思料される者であって国土交通省令で定め

三 第一号の登記事項証明書に記載されてい 所有権の登記名義人又は表題部所有者その の前二号の措置により判明した当該物件の 有者と思料される者(以下この号及び次号に 他 所

必要情報の提供を求めること。 し、当該登記名義人等に係る物件所有者確知 される市町村の長又は登記所の登記官に対 の国土交通省令で定める書類を備えると思料 れている住民基本台帳、法人の登記簿その他 いて「登記名義人等」という。)が記録さ

簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法所有者と思料される者が記録されている戸籍 者確知必要情報の提供を求めること。 所の登記官に対し、当該物件に係る物件所有 類を備えると思料される市町村の長又は登記 人の登記簿その他の国土交通省令で定める書 併により設立された法人その他の当該物件の 又はその相続人、合併後存続し、若しくは合 ことが判明した場合には、当該登記名義人等 登記名義人等が死亡し、又は解散している

有者と思料される者に対して、当該物件の所 前各号の措置により判明した当該物件の所 土交通省令で定める措置をとること。 有者を特定するための書面の送付その他の国

(土地等の権利者の探索の方法)

第九条 法第十条第三項第二号二(法第十九条第 という。)を取得するため次に掲げる措置をと この条において「土地等権利者確知必要情報」 等の権利者を確知するために必要な情報(以下 名又は名称及び住所又は居所その他の当該土地る者をいう。以下この条において同じ。)の氏 権利者(土地等に関し所有権以外の権利を有す る物件をいう。以下この条において同じ。)の 定める方法は、土地等(土地又は当該土地にあ 二項において準用する場合を含む。)の政令で る方法とする。

- 交付を請求すること。 木であるものに限る。)の登記事項証明書の 当該土地等(物件にあっては、建物又は立
- 一 当該土地等を現に占有する者その他の当該 必要情報の提供を求めること。 有すると思料される者であって国土交通省令 で定めるものに対し、当該土地等権利者確知 土地等に係る土地等権利者確知必要情報を保
- 三 第一号の登記事項証明書に記載されている て「登記名義人等」という。)が記録されて と思料される者(以下この号及び次号におい 号の措置により判明した当該土地等の権利者 所有権以外の権利の登記名義人その他の前一 いる住民基本台帳、法人の登記簿その他の国 土交通省令で定める書類を備えると思料され

情報の提供を求めること。 該登記名義人等に係る土地等権利者確知必要 る市町村の長又は登記所の登記官に対し、

- 四 登記名義人等が死亡し、又は解散している Ŧi. の権利者を特定するための書面の送付その他権利者と思料される者に対して、当該土地等 ことが判明した場合には、当該登記名義人等 等権利者確知必要情報の提供を求めること。 記所の登記官に対し、当該土地等に係る土地 書類を備えると思料される市町村の長又は登 法人の登記簿その他の国土交通省令で定める 籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は の権利者と思料される者が記録されている戸 併により設立された法人その他の当該土地等 又はその相続人、合併後存続し、若しくは合 前各号の措置により判明した当該土地等の
- 第十条 法第十三条第三項の政令で定める事業 の一時的な利用に供するため特定所有者不明土は、次に掲げる事業(仮設工作物の設置その他 地を使用するものを除く。)とする。 (長期にわたる土地の使用を要する事業) の国土交通省令で定める措置をとること。
- れるもの 整備される施設と同種の施設がその周辺の地 路の整備に関するものを除く。)又は同項第 法(昭和二十七年法律第百八十号)による道 域において不足している区域内において行わ 六号に掲げる事業であって、当該事業により 法第二条第三項第一号に掲げる事業(道路
- 二 法第二条第三項第八号から第十号までに掲 げる事業

(土地の関係人の探索の方法)

- |第十一条 法第二十七条第三項第二号二(法第三 を取得するため次に掲げる措置をとる方法とす 係人を確知するために必要な情報(以下この条 十七条第二項において準用する場合を含む。) において「土地関係人確知必要情報」という。) は名称及び住所又は居所その他の当該土地の関 の政令で定める方法は、土地の関係人の氏名又
- 書の交付を請求すること。 は立木であるものに限る。)の登記事項証明 当該土地又は当該土地にある物件(建物又
- 有する者その他の当該土地に係る土地関係人 って国土交通省令で定めるものに対し、当該 確知必要情報を保有すると思料される者であ 当該土地又は当該土地にある物件を現に占

当

- めること。
- 係人を特定するための書面の送付その他の国係人と思料される者に対して、当該土地の関 土交通省令で定める措置をとること。 前各号の措置により判明した当該土地の関

(損失の補償に関する細目)

第十二条 法第三十五条第一項(法第三十七条第 滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第裁決」とあるのは「所有者不明土地の利用の円及び第二十六条の規定を準用する。この場合に及び第二十六条、第十二条、第十六条から第十九条まで 準用する土地収用法第八十八条の二の損失の補四項において準用する場合を含む。) において 決」とあるのは「裁定」と読み替えるものとす及びハ並びに同項第二号及び第三号中「明渡裁 四十九号)第三十二条第一項の裁定(以下この 令第二百四十八号)第一条から第七条まで、第八条の二の細目等を定める政令(平成十四年政 項において単に「裁定」という。)」と、同号ロ 償に関する細目については、土地収用法第八十

(特定登記未了土地につき相続登記等がされて いない期間)

第十三条 法第四十四条第一項の政令で定める期

間は、十年とする。

土地関係人確知必要情報の提供を求めるこ

- 所有権その他の権利の登記名義人又は表題部三 第一号の登記事項証明書に記載されている 部所有者を除く。)その他の前二号の措置に 等に係る土地関係人確知必要情報の提供を求 又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人 定める書類を備えると思料される市町村の長 台帳、法人の登記簿その他の国土交通省令で 者(以下この号及び次号において「登記名義 所有者(土地の所有権の登記名義人及び表題 人等」という。)が記録されている住民基本 より判明した当該土地の関係人と思料される
- 所の登記官に対し、当該土地に係る土地関係 類を備えると思料される市町村の長又は登記 簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法 関係人と思料される者が記録されている戸籍 併により設立された法人その他の当該土地の 又はその相続人、合併後存続し、若しくは合 ことが判明した場合には、当該登記名義人等 人確知必要情報の提供を求めること。 人の登記簿その他の国土交通省令で定める書 登記名義人等が死亡し、又は解散している

(施行期日)

(手数料)

第十四条 法第五十六条の政令で定める額は、 の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定める額とする。

- 損失の補償金の見積額が十万円以下の場
- 見積額の十万円を超える部分が五万円に達す るごとに二千七百円を加えた金額 円以下の場合 二万七千円に損失の補償金の 損失の補償金の見積額が十万円を超え百万
- に達するごとに三千四百円を加えた金額 償金の見積額の百万円を超える部分が十万円 万円以下の場合 七万五千六百円に損失の補 損失の補償金の見積額が百万円を超え五百
- 金額 千万円以下の場合 二十一万千六百円に損失 百万円に達するごとに三千五百円を加えた の補償金の見積額の五百万円を超える部分が 損失の補償金の見積額が五百万円を超え二
- 五 損失の補償金の見積額が二千万円を超え一 金額 補償金の見積額の二千万円を超える部分が四 億円以下の場合 二十六万四千百円に損失の 百万円に達するごとに四千八百円を加えた
- 六 損失の補償金の見積 合 三十六万百円 額が一億円を超える場

抄

1 第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年 第一項ただし書に規定する規定の施行の日(平 十一月十五日)から施行する。ただし、第五条 成三十一年六月一日)から施行する。 から第九条まで及び第十一条の規定は、法附則 (施行期日) この政令は、 この政令は、 号 附 号 附 抄 (令和四年三月二四日政令第七一 (令和四年二月二日政令第三七 令和四年四月一 令和四年四月一日から施行す 日

## 附 則 (令和四年一〇月二八日政令第三 から施行す

等に関する特別措置法の一部を改正する法律 この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化 三五号)

	ა	
六年四月一日)から施行する。組合法の一部を改正する法律の施行の日(令和この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同	〇四号)	る。 施行の日(令和四年十一月一日)から施行す